

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領

農 林 水 産 省 農 産 局 長 通 知
制定 令和 7 年 1 月 15 日付け 6 農産第 3572 号

第 1 対象事業

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業費補助金交付等要綱(令和 7 年 1 月 15 日付け 6 農産第 3462 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)に定めるスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

第 2 事業の構成

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業は次の事業メニューにより構成され、事業メニューごとの事業内容、事業実施主体、補助率等は事業メニューごとに定める別記のとおりとする。

- 1 スマート農業技術と産地の橋渡し支援(別記 1)
- 2 農業支援サービスの先進モデル支援
 - (1) モデル的取組支援
 - ア 需要主導産地育成タイプ(別記 2-1)
 - イ 複数産地連携タイプ(別記 2-2)
 - ウ 機械多用途利用タイプ(別記 2-3)
 - (2) モデル的取組等の立上げ(別記 2-4)
 - ア 広域モデル
 - イ 地域モデル
- 3 農業支援サービスの立上げ支援
 - (1) 農業支援サービス事業育成対策(別記 3-1)
 - ア 広域型サービス支援タイプ
 - イ 地域型サービス支援タイプ
 - (2) スマート農業機械等の導入支援(別記 3-2)
 - ア 広域型サービス支援タイプ
 - イ 地域型サービス支援タイプ

附則

この通知は、令和 7 年 1 月 15 日から施行する。